

## 第1回燃料電池自動車等の規制の在り方検討会 議事録【概要版】

日時：令和3年4月9日（金）10:00～12:00

場所：オンライン開催

議題：

- （1）本検討会の趣旨について
- （2）燃料電池自動車等の一本化について

出席者：

別紙のとおり。

議事概要：

各議題の審議状況、委員の主な発言は以下のとおり。

- （1）本検討会の趣旨について

経済産業省より資料02について説明し、本検討会では、科学的知見に基づく安全性の確保を前提として検討を進めていくこと、燃料電池や内燃機関に高圧ガスが利用される自動車を検討対象とすることが確認された。

- （2）燃料電池自動車等の一本化について

FCCJより説明した後、委員より提出された意見及び質問と、その回答は以下の通り。

○燃料電池車等にかかる規制の全体を見たうえで、整理における原則を明示しながら検討を進めていくべきではないか。

○リコール制度の対象となる部分については、道路運送車両法にて一元的に管理する方法もあるのではないか。

→国土交通省より、道路運送車両法に位置づけられる装置はリコール制度の対象となり、リコール制度も含めた安全確保のあり方について、引き続きFCCJとも検討していくとの説明がなされた。

○将来的な技術の進展や燃料電池車等のさらなる普及も視野に入れた制度見直しを行うべきではないか。

○車検と容器再検査の異なるタイミングを、ユーザーに管理させることは難しい。一本化に当たっては、安全を担保しつつ、消費者にとっても分かりやすく、合理的に一本化してほしい。例えば、車検制度の中に入れることができるのか等、この場で検討し、制度設計をしていただきたい。また、道路運送車両法でできること、できないこと、こうすればできるのではないかといった内容についてもご説明いただきたい。

→国土交通省より、道路運送車両法は公道を走る自動車の安全についての法律であり、公道外の走行について規制することは難しいとの説明がなされた。

○軽二輪においては、車検制度が適用されず、定期検査しかないため、軽二輪について一本化を行うのは難しいのではないかと。また、事故時の安全性はどう確保するのか。

→FCCJより、継続検討していく旨の回答があった。

また、事故時の容器の安全性については、転倒、衝撃に対する安全性の検討が行われ、国内法規に規定されており、それを踏まえた設計、製造がなされている旨の説明があった。

○高圧ガス保安法から適用除外としたい車両の種類についての閾値はどこに設定しているのか、GTR/UNRの適用を現時点で受けているものと理解してよいか明確にしたい。

○充填期限に応じた車検有効期間の短縮は国民権利の制限になるとの説明があったが、道路運送車両法では明らかに保安を確保できない場合には車検の有効期間を短縮できる旨の規定があるので、検討いただきたい。

○一本化に当たっては、経済産業省より燃料電池車等の安全を確保するための手段・方向性を示していただけるということでよいか。

→経済産業省より、高圧ガス保安法の知見を最大限提供し、国土交通省とも協力しながら検討を進めていきたい旨の回答があった。

○容器のくず化については、天然ガス車廃車後の処分の実態に鑑み、使用済自動車の再資源化等に関する法律内で処分を行うことが望ましいのではないかと。

また、自動車技術総合機構より、車検制度の概要について説明がなされた。同機構における検査場においては1台当たり10分以内にて確認を行っているとして、新たに部品の脱着を伴うような作業への懸念や、追加的な作業や工程が生じる場合、設備や人的リソースなどの拡充が不可欠であること、現状ではタンクの有効期限を確認することくらいしか対応できないことが示された。

最後に委員長より、本検討会は、全体の方向性、議論の方向性等の確認をする場であり、本日の議論を踏まえ、全体の方向性、検討すべき項目についてまとめていくことが確認された。

以上